

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	4-4
処分の種類	無認可教育施設への教育停止命令			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第136条第2項			
処分の概要	学校が又は専修学校、各種学校以外の者が専修学校、各種学校の教育を行っていると認める場合において、当該関係者に対し当該教育の停止を命ずること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】学校教育法第136条第2項 [専修学校・各種学校設置の勧告及び教育の停止命令] 第三十六条 ② 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			